

農業次世代人材投資事業（継続）

1 趣 旨

若い世代の農業への参入を促すため、就農前（2年以内）の研修期間及び経営が不安定な就農直後（5年以内）に資金を交付し、青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を支援する。

2 事業内容 ※下線部は令和2年度からの変更点

(1) 農業次世代人材投資資金（準備型）

就農予定時原則50歳未満で独立・自営就農又は雇用就農又は親元就農を目指し、年間1,200時間以上の就農研修を受講する等、一定の要件を満たす者に対し、資金を交付する。

要件：就農予定時の年齢が原則50歳未満であること。

：研修終了後1年以内に「独立・自営就農」、「雇用就農」、または「親元就農」をすること。

：原則、前年の世帯所得（親子及び配偶者の範囲）が600万円以下であること。

：県が認める研修機関（県農業短期大学校、または適切な研修環境体制が整備されていると認められた先進農家等）において、概ね1年以上かつ概ね年間1,200時間以上の研修を行うこと。

：地域サポート計画を策定すること。

※適切な研修環境体制が整備されていると認められた先進農家における研修は、令和2年度新規採択者から適用する。

交付期間：2年以内

※国内での2年間の研修を経て海外研修を行う場合は、交付期間を1年延長。

交付金：年間最大150万円

83

(2) 農業次世代人材投資資金（経営開始型）

独立・自営就農時の年齢が原則50歳未満の認定新規就農者で、農業経営者となる強い意欲を有しており、人・農地プランに位置付けられるか、農地中間管理機構から農地を借り受ける等、一定の要件を満たす者に対し資金を交付する。

要件：独立・自営就農時の年齢が原則50歳未満であること。

：就農5年後に農業で生計が成り立つ実現可能な計画を有していること。

：人・農地プランに中心経営体として位置付けられること。あるいは、農地中間管理機構から農地を借り受けていること。

：原則、前年の世帯所得（親子及び配偶者の範囲）が600万円以下であること。

：地域サポート計画を策定すること。

※平成29年度新規採択者から、交付終了後は交付期間と同期間営農を継続することを要件化。

※親族から貸借した農地が主である場合、交付期間中の所有権移転が必要であったが、令和元年度新規採択者からは利用権設定でも可。

交付期間：最長5年以内

交付金：経営開始1年目～3年目は年間150万円、経営開始4年目～5年目は年間120万円を定額で交付。

※前年世帯所得が600万円を超えたら交付停止。

※経営開始3年目終了時に中間評価を実施。A～Cの3段階のうちA評価の者（希望者）に経営発展支援金を交付。

3 事業実施主体	2の(1) 公益財団法人福島県農業振興公社（福島県青年農業者等育成センター）、市町村 2の(2) 市町村
4 予算額	494,916千円
5 補助率	定額
6 事業実施期間	平成27年度～令和3年度

【担当課：農業支援総室農業担い手課 024-521-7340】